

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムへの移行について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

## 事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行
担当課	戸籍住民課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区(以下「区」という。)の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、住民記録及び印鑑登録事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに住民記録及び印鑑登録システムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>それに伴い、標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、電算処理等を行うこととした。(令和5年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済み)。</p> <p>また、地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価(全項目評価)を再実施することについて報告した(令和5年度第6回管理運営会議承認済み)。</p> <p>その後、全項目評価書(素案)に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検(以下「第三者点検」という。)を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。</p> <p>(1) パブリック・コメントの実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年10月5日から令和5年11月6日まで</p> <p>イ 実施内容 戸籍住民課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配布に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿(令和5年10月5日号)への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。</p> <p>ウ 意見提出者 0名、0件</p> <p>(2) 第三者点検実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年10月5日から令和5年11月30日まで</p>

	<p>イ 受託事業者 株式会社RSコネク</p> <p>ウ 点検結果 評価書は、「個人情報保護委員会への提出及び公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。点検において、詳細箇所について修正すべき点の指摘があり、指摘事項を踏まえて評価書を修正した。</p> <p>※上記実施結果を踏まえた、特定個人情報保護評価書の変更点については、資料62-1及び資料62-2のとおり</p> <p>※特定個人情報保護評価書の新旧対照表（素案からの変更内容）については、資料62-3のとおり</p>
--	---

**件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行について(特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果)**

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳 印鑑登録 特別永住許可業務 市区町村在留関連事務 公的個人認証サービス 個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者 2 記録項目 住民情報等(詳細は資料6 2-4のとおり) 3 記録するコンピュータ 住民記録及び印鑑登録システム(ガバメントクラウド上に構築)
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現在、情報システム課が提供しているホストコンピュータにより、住民基本台帳等に関する事務の運用を実現している。 「標準化法」に基づき、下記の事務を処理するシステムの標準化を行うため、「住民記録システム標準仕様書」及び「印鑑登録システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。 (1) 住民基本台帳 (2) 印鑑登録 (3) 特別永住許可業務 (4) 市区町村在留関連事務 (5) 公的個人認証サービス (6) 個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。
新規開発・追加・変更の時期	令和5年8月から令和6年12月まで 移行期間 令和7年1月から 本稼働  ※特定個人情報保護評価(全項目評価)の今後のスケジュールは以下のとおり 令和6年1月15日 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表 令和6年1月15日 パブリックコメントの結果公表